

平成 28 年 9 月 9 日

(改定日：平成 18 年 12 月 1 日)

分別基準について

(平成 18 年環境省令第 35 号、18 年 12 月 1 日改正)

主としてプラスチック製の容器であって、飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器に係る物

1. 原則として最大積載量が一万 kilogram の自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること。
2. 圧縮されていること。
3. 原材料として主として他の素材を利用した容器包装が混入していないこと。
4. 容器包装以外の物が付着し、又は、混入していないこと。
5. 洗浄されていること。
6. ポリエチレンテレフタレート製以外の主としてプラスチック製の容器包装が混入していないこと。
7. ポリエチレンテレフタレート製のふた以外のふたが除去されていること。

以上